委員長メッセージ

(インタビューは2015年1月28日に実施)

流通・取引慣行ガイドラインを見直し イノベーションの促進を

競争環境の基盤となる独占禁止法やその解釈指針は、経済社会を取り巻く環境や産業構造の変化に合わせて見直されるべきである。1991年の制定以来、大きく改定されることなく今日に至っている流通・取引慣行ガイドラインの建設的な見直しについて、秋池委員長が語った。

改革推進 プラットフォーム 企業・経済法制PT (2014年度)

> 委員長 秋池 玲子

|「ブランド内競争」ではなく |「ブランド間競争|を促進すべき

今から二十年以上前は、日米構造協議等においても日本市場の閉鎖性が批判され、メーカーによる流通支配・系列化が問題視されていた時代でした。その当時(1991年)に制定された「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(流通・取引慣行ガイドライン)では、再販売価格維持行為や非価格制限行為(垂直的制限行為)は、自由な競争を制限し、消費者のメリットを阻害するものとされていました。

しかし、家電量販店やショッピング センター、ネット通販事業者などの小売 業者を含む流通業者の大規模化が徐々 に進み、競争環境は大きく変化しまし た。今では、支配的であるとされたメー カーより流通業者の力が大きくなり、 その関係は逆転しています。現状では、 日本の各メーカーが価格決定力を失い、 安値競争で体力を消耗し、イノベーショ ンが生まれにくい状況にあります。こ のままでは、デフレ克服の足を引っ張 ることになり、さらに日本のメーカー の競争力が低下し続け、日本経済の成 長が鈍化しかねません。

一方、時代とともに消費者のニーズ は多様化しています。消費者は価格だ けではなく、ブランド価値や画期的な 付加価値を求め、商品を購入します。 このようなニーズに応えていくには、 革新的な商品を生み出すことが必要です。これには、同一ブランドの商品を 取り扱う流通業者間の競争(ブランド内 競争)ではなく、メーカー間の競争(ブ ランド間競争)の加速が不可欠なので す。規制されている「垂直的制限行為」 は、ブランド間競争を促進する効果を 持つことを認識しなければなりません。

例えば、メーカーは再販売価格を維 持することによって、ブランド価値が 維持され、さらにその価値の向上のた めのメーカー間の競争が起きるため、 多様な価値を消費者に提供できるよう になるでしょう。ブランド品の値崩れ も防ぎ、「オープン価格」の下で商品の 価値が分かりにくくなっている現状も 改善できます。また、流通業者は、消 費者の意見に直接触れる立場であるた め、流通業者とメーカーとが一体となっ て、商品開発に取り組むこともできま す。新規参入もしやすくなり、より競 争が促進されます。このような好循環 の市場が形成されれば、日本の産業競 争力は高まるはずです。

| メーカーに分かりやすい形で | ルール説明を

日本のメーカーの多くが、「流通調査を行うことや流通業者の範囲を限定した販売方法(選択的流通)などは、規制に抵触するのではないか」と考え、そ

の結果として、「自社の製品がどこで、 誰に、どのように売れているのか」と いった情報を入手できず、保守的な販 売戦略になっているように感じます。 企業が萎縮することのないよう、流通 調査や選択的流通は原則として適法で あることをあらためて明記し、具体例 を示して、より分かりやすいルールを 提示すべきです。

また、流通業者の競争品の取り扱いや販売地域の制限について、市場における一定の基準を満たしていれば、規制の対象外とする範囲(セーフ・ハーバー)を、市場シェア35%以下に拡大



では30%の数字を適用しており、拡大 しても競争を実質的に制限することに ならないと考えています。

経済成長に資する競争政策を展開す : 分析チーム」を設置し、強化すること

すべきとも提言しています。欧州諸国 : るには、刻々と変化する市場を調査、: 分析することが重要です。経済的視点 から、競争政策の企画、立案、執行を 担うエコノミストを中心とした「経済

が求められます。よりイノベーション が生まれやすい競争環境と適正な利益 を生み出せる産業市場をつくること が、日本の産業競争力の強化と経済成 長の実現につながるのです。

提言 概要

産業構造に合った競争政策の実現を ・流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する提言-

(2014年11月26日発表)

提 言 Ι 垂直的制限行為には競争促進効果があることを明記すべきである

の拘束については原則として不公正な取引方法に該当して違法で: あるとし、非価格制限行為については「当該商品の価格が維持さ: れるおそれがある場合」などには不公正な取引方法に該当して違: 為には「競争促進効果」があることも明記すべきである。

【課題】 ガイドラインでは、垂直的制限行為のうち、再販売価格: 法であるとしている。しかし、垂直的制限行為には、競争制限効 果のみならず、競争促進効果がある。

【提言】ガイドラインの見直しに際しては、まず、垂直的制限行

提 言 Ⅱ 再販売価格維持行為について、原則として適法であることを明記して、具体例を示すべきである

(再販売価格)を拘束することは、不公正な取引方法に該当し、違: 法となるとしているが、ガイドラインでは、どのような場合に: 「正当な理由がない」再販売価格維持行為となるのかが明らかに示:回るとの認識の下、原則として適法な行為とすべきである。

【課題】メーカーが「正当な理由がない」のに流通業者の販売価格: されていない。しかし、ブランド間競争が行われている限り、競 争促進効果の方が競争制限効果を上回ると考える。

【提言】再販売価格維持行為は、競争促進効果が競争制限効果を上

提 言 Ⅲ 流通調査自体は適法であることを明記すべきである

【課題】ガイドラインが定めるように「メーカーの示した価格で販:にとっても不利益をもたらしかねない。 売するようにさせている」として、販売価格を含む流通調査が違: 法と判断されてしまうと、企業のコンプライアンスが重視されて: 査の積極的な展開、ひいては競争の活性化のためにも、ガイドラ いる今日、企業は萎縮せざるを得ず、結果として、顧客視点に立:インには、メーカーによる販売価格や販売先などに関する流通調 とうとする積極的な企業活動が阻害され、消費者にとっても企業: 査自体は適法であることを明記すべきである。

【提言】企業による戦略的マーケティングの一環としての流通調

‡是言 IV 非価格制限行為、特に選択的流通について、原則として適法であることを明記して、具体例を示すべきである

【課題】 非価格制限行為、特に選択的流通では「当該商品の価格が : 維持されるおそれがある場合」に該当すると判断されれば違法と なってしまう。こうした規制は、企業行動を萎縮させ、選択的流 通という販売戦略を事実上断念させることになり、メーカーと流 通業者が一体となって革新的な商品・サービスを提供しようとす る取り組みも阻むことになる。

【提言】ガイドラインの流通業者の販売地域や取引先などに関す る制限を削除するとともに、選択的流通は原則として適法である ことを明記すべきである。また、企業の予測可能性を高めるため に、適法になる場合について、当該商品の性質や流通業者の選択 基準などの客観的な要件を定めるとともに、許容される具体的な 行為、例えば、販売チャネルの制限や小売りの義務付け、在庫確 保義務や商品の説明義務等も明記すべきである。

提言 V セーフ・ハーバーの適用範囲を拡大すべきである

【課題】 ガイドラインでは、流通業者の競争品の取り扱いおよび:【提言】 競争に多大な影響を与える企業結合ガイドラインですら 販売地域の制限について、一定の基準を満たした場合には規制の: 対象外となる範囲(いわゆるセーフ・ハーバー)の基準を市場シェ ア10%としている。しかし、シェアが10%ほどのメーカーに よる非価格制限行為が、どれだけ競争制限効果を生じさせるのか : 持行為や流通業者の取引先の制限および小売業者の販売方法の制 疑問である。

セーフ・ハーバーを「市場シェアが 35%以下」としていることに 鑑みれば、垂直的制限行為についても35%をセーフ・ハーバー の基準とすべきである。また、ガイドラインでは、再販売価格維 限は、セーフ・ハーバーの適用対象となっていない。これについ : ても、同様の観点からセーフ・ハーバーを適用すべきである。